

瀬戸大橋記念公園マリンドーム利用の手引き

第1 利用時間について

マリンドーム(附属施設を含む。以下同じ。)を利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとします。ただし、瀬戸大橋記念館長(以下「館長」という。)が、必要があると認めるときは、臨時に、利用時間を変更します。

第2 施設の概要について

施設名		規模	付帯設備・備品
マリンドーム		床面積 999 m ² (うちステージ 109 m ²)	客席(1, 231席)
附属施設	第1 控室	18 m ²	シャワー(2)、ロッカー(12)、洗面化粧台、エアコン
	第2 控室	13.5 m ²	シャワー(2)、ロッカー(12)、洗面化粧台、エアコン
	会議室	24m ²	机(11)、いす(33)、流し台、エアコン

第3 利用料金について

下表の利用料金を利用日の8日前までに納入してください。ただし、地方公共団体(各種委員会を含む。)の場合は、利用料金を免除します。

利用区分	時間	午前 (9:00~13:00)	午後 (13:00~17:00)	1日当たり (9:00~17:00)	1時間当たり (~9:00、17:00~)
	マリンドーム		18,650 円	18,650 円	28,790 円
第1・第2控室、会議室		各室 1,260 円	各室 1,260 円	各室 1,940 円	各室 380 円

第4 利用申込みについて

1 利用申込み

マリンドームを利用しようとする者(附属施設のみを利用しようとする者を除く。以下「マリンドーム利用申込者」という。)は、利用申込書を利用日の1年前から1月前までの間(予約をした場合は、予約から2週間以内に限る。以下「申込期間」という。)に瀬戸大橋記念館(以下「記念館」という。)事務室に提出(メール、郵送、Fax可。ただし、期限までに到着していること。)してください。ただし、大規模イベントのマリンドーム利用申込者については、利用日の2年前の月の初日から予約をすることができることとし、この予約に係る利用申込書は利用日の1年前に提出してください。

2 空き利用申込み

1の申込期間に利用申込書の提出がない利用日について、マリンドームを利用しようとする者(附属施設のみを利用しようとする者を含む。以下「空き利用申込者」という。)は、利用申込書を利用日の1月前の翌日から前日までの間に記念館事務室に持参するとともに、現金により利用料金を納入してください。ただし、既に空き利用申込みがされている利用日については、施設の一部に空きがある場合でも、空き利用申込みはできません。

3 添付書類

利用申込みに当たっては、必要に応じて、次に掲げる書類を利用申込書に添付していただく場合があります。

- (1) 事業計画書
- (2) 法令により許可、届出等を必要とするものにあつては、その写
- (3) 警備体制計画書
- (4) その他館長が必要と認める書類

4 利用許可

マリンドームの利用を許可するときは、利用許可書を交付します。その際、マリンドームの管理上必要があるときは、条件を付します。

第5 利用の変更、中止、取消等について

1 利用許可事項の変更

- (1) 利用許可を受けた事項に変更が生じたときは、利用許可変更申請書を、第4の3の添付書類に記載した事項に変更が生じたときは、変更後の書類を提出してください。
- (2) (1)についての許可を受け、既に納入した利用料金に不足が生じる場合には、その不足額を館長が指定する日までに納入してください。
- (3) (1)についての許可を受け、既に納入した利用料金に超過が生じる場合には、その超過額を還付します。

2 利用の中止

- (1) マリンドームの利用を中止しようとするときは、利用中止届を利用日の前日までに提出してください。
- (2) 利用中止届の提出が利用日の8日前までであったときは納入された利用料金の全額から還付に要する費用を控除した金額を、利用日の7日前から2日前までであったときは納入された利用料金から納入すべき利用料金の半額及び還付に要する費用を控除した金額を、それぞれ還付します。
- (3) 天変地異その他利用者の責めに帰することができない理由により、マリンドームを利用することができなくなったときは、納入された利用料金の全額を還付します。

3 利用許可の取消し等

次の(1)～(4)のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用の停止を命ずる場合があります。

- (1) この利用の手引きに違反し、又は館長の指示に従わなかったとき。
- (2) 偽りその他不正手段によりマリンドームの利用許可を受けたとき。
- (3) 第6の1～6のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 第4の4の利用許可の際に付した条件に従わなかったとき。

第6 利用の条件について

次の1～6のいずれかに該当する場合は、利用をお断りする場合があります。

- 1 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 2 マリンドームの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 3 マリンドームの利用に当たって、仮設客席、立見席等の設置又は火気類の使用をするとき。
- 4 ステージの背景等に、高さ3メートルを超える設備等を設置するとき。
- 5 マリンドームの利用料金を利用日の8日前までに納入しないとき。
- 6 その他管理上支障があると認められるとき。

第7 利用上の注意事項

1 原状回復

施設の利用を終了したとき又は第5の3の利用許可の取消し等をされたときは、直ちに当該施設を原状に回復し、原状回復後に記念館職員の点検を受けてください。

2 損害の賠償

施設等を毀損又は亡失したときは、これによって生じた損害を賠償してください。ただし、当該毀損又は亡失がやむを得ない理由によると認められるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除する場合があります。

瀬戸大橋記念公園マリンドーム利用申込書

瀬戸大橋記念公園マリンドームを次のとおり利用したいので申し込みます。

年 月 日

瀬戸大橋記念館長 様

申請者 住所 〒

しめい
氏名(団体にあつては、その名称及び代表者氏名)

連絡責任者

TEL ()

利用目的						
具体的内容				予定人員	名	
利用施設	<input type="checkbox"/> マリンドーム <input type="checkbox"/> 第1控室 <input type="checkbox"/> 第2控室 <input type="checkbox"/> 会議室 (<input type="checkbox"/> 電源 <input type="checkbox"/> 冷暖房 <input type="checkbox"/> その他)					
利用期間	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで					
利用施設及び利用料金	施設・時間区分		内 訳		金 額	
	マリンドーム	午前(9:00~13:00)		円×	日	円
		午後(13:00~17:00)		円×	日	円
		一日(9:00~17:00)		円×	日	円
		時間外(時間)		円×	時間	円
		小 計				円
	第1控室又は会議室 第2控室	午前(9:00~13:00)		円×	室× 日	円
		午後(13:00~17:00)		円×	室× 日	円
		一日(9:00~17:00)		円×	室× 日	円
		時間外(時間)		円×	室× 時間	円
		小 計				円
	車両進入; <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			HP等への公表; <input type="checkbox"/> 不可		合計 円
	備考	1 必要事項を記入の上、該当するものにチェックして下さい。 2 太枠の欄は記入しないで下さい。				

瀬戸大橋記念公園マリンドーム利用変更許可申請書

年 月 日

瀬戸大橋記念館長 様

届出者 住所 〒

氏名(団体にあつては、その名称及び代表者氏名)

連絡責任者

TEL ()

年 月 日付けで許可のあつた瀬戸大橋記念公園マリンドームの利用について、
次のとおり変更したいので、申請します。

許可済の内容	利用目的			
	利用施設			
	利用日時			
変更の内容	変更事項	変更前	変更後	
変更の理由				
備考				

瀬戸大橋記念公園マリンドーム利用中止届

年 月 日

瀬戸大橋記念館長 様

届出者 住所 〒

氏名(団体にあつては、その名称及び代表者氏名)

連絡責任者

TEL ()

年 月 日付けで許可のあつた瀬戸大橋記念公園マリンドームの利用について、
次のとおり中止したいので届け出ます。

中止の理由	
備 考	